

公立大学法人岡山県立大学 平成24年度 年度計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するためとるべき措置

ア フレッシュマン特別講義をはじめ、全学教育科目を幅広く受講させ、現代社会で生きる心構えを学びとらせる。

イ 学部教育における専門科目間の連携に重点を置き、専門性の修得と専門を起点とする知識の拡がりにつながるような教育を行う。

ウ 卒業研究を重点にして、創造力と統合力を修得させる。

エ 実験、演習及び実習の科目を中心に、コミュニケーション能力と継続学習能力を育成する。

(1) 教育の成果に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 学士教育

(ア) 保健福祉学部

①看護学科

- ・ 平成 20 年度に改正された保健師助産師看護師学校養成所指定規則に基づくカリキュラムにより教育を受けた学生が卒業するので、引き続き卒業時の看護実践能力の到達度調査を行い、学内演習や臨地実習における学習方法を点検・改善する。
- ・ 国家試験合格率 100%の維持を目標とし、模試の斡旋と教員の個別指導を行う。

②栄養学科

- ・ 1 年次生に対して、学部教育に必要な化学と生物に関する 4 教科の受講の履修徹底を図る。
- ・ 学生の自己学習の機会や学習意欲を向上させるため、学外の専門的な研修会、研究会及びボランティア等の情報を積極的に提供し参加を促す。
- ・ 国家試験対策については、校内模試の回数を増やして、教員による個別指導の機会を設ける。
- ・ 他分野との交流による新しい栄養学分野の教育カリキュラムを学部教育科目においても開講する。

③保健福祉学科

- ・ 学習動機・意欲の向上のため、学外の研究会、研修会及びボランティア募集等の情報を積極的に提供し参加を奨励する。
- ・ 国家試験対策として、学生の自主勉強会を支援するとともに、模試の斡旋と教員による個別指導を行う。
- ・ 平成 25 年度以降のカリキュラムについて、次期中期計画を見据えて、保育士資格と同時に幼稚園教諭免許を取得するためのカリキュラム案を作成するとともに、時代のニーズに合った専門性の高い社会福祉士と介護福祉士を養成するためのカリキュラム改革案を作成する。

(イ) 情報工学部

平成 23 年度入学生より開始された 3 学科共通の横断的情報系教育プログラム（講義科目）を中心に、実施状況を常に点検する。

(ウ) デザイン学部

- ・ 文部科学省の「大学生の就業力育成支援事業」は廃止されたものの、継続すべき教育事業について、次の通り実施する。
 - 1) 産学連携SPUにおける学外連携先の拡充
 - 2) 産学連携セミナーにおける実施件数の拡大及び内容の充実
 - 3) キャリアガイダンスにおけるポートフォリオ連動型電子カルテへの登録及び「Walk to Talk」の促進
- ・ 1年次開講の「フレッシュマンセミナー」等の大学教育への導入科目群を見直し、修正カリキュラムを実施する。

イ 大学院教育

(ア) 保健福祉学研究科

【博士前期課程】

①看護学専攻

- ・ 論文作成及び説明能力の向上を目的に、講座ごとにゼミナールを定期開催し、中間発表会を年3～4回開催する。
- ・ 社会人学生が十分に研究に取り組めるよう、教育方法の充実を図る。
- ・ 保健師教育の大学院博士前期課程における平成25年4月の開講を目指して、準備を行う。

②栄養学専攻

- ・ 学術交流協定校を締結している中国四川大学、韓国ウソン大学校との連携事業（合同セミナー等）を継続して実施し、その中で学生に、英語による口頭発表を奨励し、研究発表能力の向上を図る。
- ・ ニュートリゲノミクス（栄養ゲノム学）の開講により、食品の安全性と機能性に関する最新知識を有する人材の育成に努める。

③保健福祉学専攻

学部学生の大学院進学への意欲を高めるとともに、外国人や社会人が本専攻を受験しやすい体制を整備する。

【博士後期課程】

①看護学大講座

- ・ 学会等における院生の研究成果の発表を支援する。
- ・ ゼミナールや分野を越えての研究論文の中間発表会を開催し、学生の研究発表能力の向上を図る。

②栄養学大講座

- ・ 韓国ウソン大学校、中国四川大学及び南昌大学との間の合同研究セミナーでの研究発表を支援する。

③保健福祉学大講座

- ・ 学会等における院生の研究成果の発表を支援する。

(イ) 情報系工学研究科

【博士前期課程】

- ・ 人間情報システム工学専攻における学生の学習研究活動及び教育研究分野において、平成23年度に見直した教育プログラムの不具合点を修正し、学士課程との間で教育内容の連続性に留意した教育プログラムの展開を完成させる。

- ・ 環境や高齢化対策などの社会ニーズに応じた領域の多様化と高度化に適合できるように、大学院教育の複合化と統合化を図る。

【博士後期課程】

各種プロジェクトに大学院生を参加させ、学術論文や国際会議等での研究成果発表等を奨励するとともに、実施状況（教育の内容、方法及び体制）を常に点検する。

(ウ) デザイン学研究科

【修士課程】

研究指導教員の拡充及び専攻共通科目の充実を図ることにより多様化する学生の研究テーマ選択に対応できる教育環境を整える。

①デザイン工学専攻

研究指導員の拡充に基づき、学生の多様な研究テーマに対応するため、専攻共通科目担当教員を含めた柔軟な指導体制を整える。また、次期中期計画を見据えて、学部と連動した建築・都市デザイン教育を推進する。

②造形デザイン学専攻

マネジメント教員によるプロジェクト展開、PBL教育として地域におけるデザイン研究を推進する。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 入学者受入方針、学生の修学状況及びこれまでの入学者選抜試験の実施状況を総合的に点検する。

・看護学科

平成24年度入学生から適用するカリキュラムの実施に伴い、学生の修学状況等を点検する。

・栄養学科

平成27年度入試より、理科の指導要領が変更になった学生が受験するため、センター試験利用科目や、2次試験の理科に課する科目についてアドミッションポリシーに照らしながら検討し決定する。

・保健福祉学科

平成25年度以降のセンター試験利用科目の変更に伴う準備を行う。

・情報工学部

平成25年度の情報系工学研究科博士前期課程の教育課程の再編成に伴い、入学者受入方針の策定（見直し）及び入学者選抜試験の見直しを行う。

・デザイン学部

次期中期計画に対応する再編カリキュラム履修者を平成25年度入試から受け入れるため、入学者受入方針の改訂を行う。

イ 教育課程

(ア) 全学教育の問題点について、引き続き意見（課題）を集約して、今後の全学教育研究機構のあり方に資する。

(イ) 入学前の学習歴の多様化に対応できるように、授業科目の内容及び編成について点検・見直しを行う。

(ウ) 社会的要請に的確に対応するため、必要に応じてカリキュラムの見直しを行う。

学生の人間力を向上させるために、哲学・史学・文学等、文系科目の充実を次期中期計画に向けて検討する。

(エ) 外国の大学での語学文化研修へ学生参加を推進するために、参加学生に必要な経費を支援する。

- (o) 幼保一体化への対応に向けて、保育士資格と同時に幼稚園教諭免許を取得するための教育課程を保健福祉学科内に平成25年度より設置する準備を行う。
- (k) 人間情報システム工学専攻の教育課程見直しを含め、情報系工学研究科博士前期課程の教育課程の再編成を行う準備をする。

ウ 教育方法

- (ア) 7つのカテゴリーにより進めてきた全学教育の成果を次期中期計画に向けて検証する。
次期中期計画で2年次に中級英語を全学必修化するための準備を行う。
- (イ) 各学科では、入試成績と入学後の学科科目の成績の相関を調査して、入試方法及び教育内容の必要な改善を行う。
- (ウ) 入学前教育は、各学部学科の特色及びこれまでの実績を踏まえて継続して実施する。
- (エ) オフィスアワー制度等を活用し、教員と学生のコミュニケーションを深めるとともに、学生の授業習熟と人間性醸成に努める。
 - ・看護学科
オフィスアワー制度を利用して、一層のきめ細かな指導を行う。
 - ・栄養学科
オフィスアワーに時間を限定せず、アドバイザー教員やゼミ担当教員による、より細かな指導を行う。
 - ・保健福祉学科
教員と学生のコミュニケーションを深めるためのゼミナール教育を行う。
入学試験におけるセンター試験利用科目の変更や次期中期計画に対応してゼミナール教育の内容を改善する。
 - ・情報工学部
オフィスアワーの積極的な活用とともに、オフィスアワーにとらわれることなく教員と学生とのコミュニケーション機会の拡大に努める。
 - ・デザイン学部
オフィスアワー制度を活用し、学生の授業習熟と人間性醸成に一層努める。また、担任制度等の活用を図り、学生に様々なコミュニケーション機会を準備し、学生の能動的で積極的な対応を促す。
また、「Walk to Talk!」を促進するとともに、演習科目「フレッシュマン就業力セミナー」の運用を開始する。
これらの諸制度やオフィスアワー制度の設定時間等を掲示・その他の手法で学生に周知する。
- (オ) 年間に履修できる単位数（上限）については、平成19年度に設定済。
- (カ) 平成23年度に構築したシラバス作成システムを平成24年4月からWeb公開し、検索等の機能を充実させる。
- (キ) 連携大学院方式の実績及び効果を点検し、さらなる推進を図る。
- (ク) 長期履修制度の運用状況を点検し、指導方法や指導体制の改善に資する。
また、デザイン学研究科において、長期履修制度を利用する社会人入学希望者の開拓を図る。

エ 成績評価

- (ア) 前年度の成績評価に基づき、シラバスに掲載された授業科目の到達目標と成績評価の間の不備を点検し、必要な改善を行う。

(イ) これまで、各学部学科において整備・改善を行ってきた個々の成績評価方法により評価を行うとともに、実施状況を点検し、必要な改善を行う。

・看護学科

平成 24 年度には、平成 20 年度に改正された保健師助産師看護師学校養成所指定規則に基づくカリキュラムにより教育を受けた学生が卒業するので、引き続き卒業時看護技術到達度調査を行い、達成度を明らかにする。

・栄養学科

これまで試験的に実施してきた卒業論文の公聴会（研究発表）の学生のプレゼンテーションの評価を、実際に学生の卒業論文の成績に反映させる。

・保健福祉学科

社会福祉士の実習、保育士の実習、介護福祉士の実習の評価方法について総点検を行う。

・情報工学部

3 学科共通の横断的情報系教育プログラム（講義科目）が、演習科目・実験科目の成績・達成度に与える影響を点検する。

・デザイン学部

学科コースに相応しい全国レベルの展覧会やコンペに積極的に参加して、指導内容と指導成果の検証を行うとともに、学生の向上心やモチベーションを滋養することに繋げる。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 教職員の配置等

(ア) 人事委員会において、適正な教員選考を行う。

(イ) 事務職員の適材適所配置及び専門性向上を目的に、職員の各種研修参加を奨励する。

(ウ) 組織運営を円滑に進めるため、引き続き適切な人材の確保に努める。

イ 教育環境の整備

(ア) 語学センターでは、引き続きCALL教室の施設・設備のトラブル防止に努めるとともに、貸出用教材の充実とその利用のための講座等を随時開催し、学生の語学学習を支援する。

(イ) 情報教育センターでは、「情報システム運用・管理規程」に基づき、学内情報の管理及び学内ネットワークのトラブル防止に努める。

また、学生からの要望の多い情報処理演習室の開放日数の増加に努める。

(ウ) 附属図書館では、学術情報の充実と利便性の向上のため、次の取組を行う。

1) 教員と連携した選書を行い、教養書等の更なる充実を図る。

2) 選書ツアーの開催等により、学生希望図書の充実を図る。

3) ガイダンスやホームページ等を通じた広報活動の充実に努め、図書館の利用促進を図る。

(エ) デザイン学部において無線LANを導入するには学部内で認証システムを用意する必要があるため、その準備として次の2点を実施する。

1) 無線LAN導入時の活用法について、学生へのアンケート

2) 学部棟内LAN環境の調査と整備

「ポートフォリオ連動型電子カルテ」システムにおいては、パソコン等を設置することにより、ミーティングフロア nest（デザイン学部棟3階・5階）の入力・閲覧環境の整備に取り組む。

ウ 教育の質の改善

- (ア) 評価委員会が中心となり、「教育の質の改善」のための各種取組を支援するとともに、その実施状況について常に点検を行う。
- (イ) 授業評価アンケートを継続し、それを参考にして教育内容及び授業方法の改善を図る。
- (ウ) 引き続き、相互授業参観及び授業改善を実施する。また、学生の視点でのキャリア教育、メンタルヘルスなど今日的なテーマをもとに、学外講師による研修会を開催する。
- (エ) 「教員の個人評価」を継続し、運用上の問題点があれば改善する。
- (オ) 各教員は、「教員の個人評価」の評価結果の効果的な活用に努める。
- (カ) 教育年報は継続的に発行する。

2 学生への支援に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 学習支援、生活支援、就職支援等に関する目標を達成するためとるべき措置

- ア オフィスアワー制度等を活用し、学生の自主学習支援や生活・進路上の問題解決に努める。
また、メンタル面等における支援が必要な学生には、学生相談室を中心にして適切な対応に努める。
- イ インターンシップの意義、重要性等について学生への周知を図るとともに、インターンシップへの参加を希望する学生の主体的な取組を支援する。
 - ・看護学科
年度始めのガイダンス時のインターンシップの説明とインターンシップの募集に関する情報提供を通して、学生のインターンシップへの主体的な参加を支援する。
 - ・栄養学科
年度始めの在学生オリエンテーションの際に、インターンシップの意義、重要性等について学生への周知を図るとともに、2年次生を中心にインターンシップへの積極的な参加（夏休み期間の利用）を促す。
 - ・保健福祉学科
病院等における課外実習をインターンシップとして積極的に支援する。
 - ・情報工学部
在学生オリエンテーション等を通してインターンシップの重要性を理解させ、より積極的な参加を促す。また、学内報告会等を通して、インターンシップが自己のキャリア形成に有意義なものとなるよう指導する。
 - ・デザイン学部
学部学科独自のインターンシップに取り組むと同時に、次期中期計画を見据えて、インターンシップの単位化を検討する。
- ウ 就職支援専門委員会において、雇用情勢や学生のニーズを踏まえ、就職活動の効果的な支援を行う。
 - ・学生のニーズにあった各種就職ガイダンスやセミナー、自己分析検査や就職模擬試験、大都市での合同企業説明会への就活バスの運行などにより、学生の主体的な就職活動を支援する。
 - ・求人情報等の就職情報を学生が効率的に収集、活用できるよう、Web等による情報提供の充実を図る。
 - ・学生のニーズを踏まえ、就職相談員による面接、エントリーシート の書き方等、学生への個別指導の充実を図る。

各学部・研究科では、就職支援セミナー、卒業生を招いた就職ガイダンス及びワークショップ等、個々の特色に応じた支援活動を行うとともに、その実施内容を点検する。

平成 24 年度に新たに見直し・強化を行う業務は次のとおり。

・看護学科

卒業生を招いた就職ガイダンスを継続し、学生の就職支援を強化する。

・栄養学科

学科での就職オリエンテーションの機会を増やし、また卒業生を招いた就職支援セミナーは、講師の職種の種類を広げるなど内容の充実を図る。

・保健福祉学科

就職率100%を目指すとともに、以下の3点の取組を強化する。

- 1) 学科の目標に合わせて、福祉分野への就職者（公務員を含む）を増やす。
- 2) 就職情報のスムーズな提供を図る。
- 3) 本学科卒業生における離職者の再就職に向けたサポート等、就職後の相談対応システムの整備について検討する。

・情報工学部

各学科の就職専門委員を中心に、システムエンジニアリング岡山（SEO）主催の会社説明会（本学開催）及び近隣の企業を数社招いた合同説明会への学生の積極的な参加を働きかける。

・デザイン学部

学生のキャリア意識の更なる向上を目的に以下の事業を実施する。

- 1) フレッシュマン就業力セミナーの開講
- 2) 教育力向上支援事業にて、「キャリア構築ガイドブック（仮称）」の制作
- 3) ポートフォリオ展の開催（7月/10月）
- 4) 就活情報誌の発行
企業訪問を含め、就職に関する情報収集と情報提供を目的に、学生主体の取材・制作活動を支援する。
- 5) 新設科目「キャリアゼミナール」（1年次生選択）において「Walk to Talk!」を活用し、就業に関する学生と教員の個別相談の機会を拡充

エ 幅広い人間形成や職業観などを身につけることを目的に、これまでどおりフレッシュマンセミナーや全学講義等において、コミュニケーション及びキャリア教育をテーマとした講義を企画する。

・情報工学部

学部として「フレッシュマン特別講義」を必修とし、学科別開講の「フレッシュマンセミナー」と併せ、初年時よりキャリア教育を充実させる。

・デザイン学部

平成 24 年度より「フレッシュマン特別講義」を必修化し、カリキュラム内においても一層取組の充実を図る。

(2) 経済的支援に関する目標を達成するためとるべき措置

授業料減免及び各種奨学金制度について、説明会の開催やホームページ等への掲載により周知を図り、制度の活用、斡旋による経済的支援を行う。

(3) 留学生に対する配慮に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 日本での生活に不慣れな留学生に対し、チューターを配置し、修学支援を行う。

学内掲示板やホームページの留学生向けコーナーを活用し、積極的に各種情報の提供を行う。

附属図書館では、留学生の日本語修得を支援するため、関連図書の充実を図る。

イ これまでの留学生受入について、教育研究での効果等を点検する。

3 研究に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 教員個人の研究者としての能力を高めるために、学外において研究成果を積極的に発表する。

平成24年度の各学部学科の目標は次のとおり。

- ・看護学科
学術論文は教員（23名）1名1件以上、学会発表は教員1名2件以上を目指す。
- ・栄養学科
学術論文の発表総件数について、23年度実績以上を目指す。
- ・保健福祉学科
専門分野または教育内容に適合した研究業績（紀要を除く）の発表件数について、26件（教員26名）以上を目指す。また、26件以上の学会発表を目指す。
- ・情報工学部
専門分野での学術論文の発表件数について40件、また、国際会議論文の発表件数について23年度実績の維持を目指す。
- ・デザイン学部
専門分野または研究内容に応じて、学術論文投稿、学術講演、作品展及び公募展応募の発表件数総数を概ね維持するとともに、学術論文投稿及び公募展応募の件数の一層の上積みを図る。
次期中期計画における目標設定に、製品等作品の実用化件数を盛り込む方向で検討する。
平成23年度末にリニューアルした学部ホームページの教員研究紹介について、効果・課題を検証し、必要な見直しを行う。

イ 大学として重点的に取り組む課題（学部横断的な研究体制の整備）

「領域・研究プロジェクト」を継続するとともに、次期中期計画での教育研究の支柱とすべく「福祉・健康まちづくり推進センター」を立ち上げる。

ウ 教育研究者総覧の運用

教育研究者総覧システムを適切に運用し、教員相互の情報交換及び学外への情報発信を推進する。

エ 研究成果の管理

現行の職務発明等に関する規程（平成22年度に一部見直し）や研究成果の審査手順により管理を行う。

オ 倫理審査

現行の倫理審査規程（平成21年度に一部見直し）等により、必要な審査を行う。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 包括協定及び連携大学院協定を有効活用して、教員の新たな共同研究、開発をめざす。

特に栄養学科において、中国学園大学大学院教員及び生物科学研究所研究員と本学教員との共同研究を充実させる。

イ 「領域・研究プロジェクト」では、3領域の下で、前年度と同様の5プロジェクト程度の研究を

推進する。

なお、各プロジェクトの推進にあたっては、産学官連携推進センターがその活動状況を把握し、情報の提供に努めるなど実施体制の充実を図る。

ウ 領域・研究プロジェクトを含む本学の重点課題の推進、更なる活性化を目指し、学内特別研究費等により支援を行う。

4 地域貢献、産学官連携、国際交流に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 地域貢献に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 本学の基本理念「実学を創造し、地域に貢献する。」に対する学内の認識を深め、教職員の協力の下、地域共同研究機構の機能強化及び活性化を図る。

(a) 次期中期計画を視野に入れ、地域共同研究機構に「福祉・健康まちづくり推進センター」を設置する。

(b) 地域共同研究機構は、本学の研究成果や研究シーズ情報を、これまでどおり、各種イベントや広報媒体を通じて積極的に発信する。

(c) 「認定看護師教育センター」における糖尿病看護認定看護師教育課程を継続する。

平成25年度の履修生の応募状況や岡山県看護協会のニーズ調査等を踏まえて平成26年度以降の存続について検討を行う。

イ 保健福祉推進センターは、以下の活動を行う。

(a) 第一線で活躍している保健福祉分野の専門職を対象に、研究会等を開催する。

・看護関係の分野

地域看護学研究会、精神科訪問ケア研究会

・栄養関係の分野

栄養学研究会

・保健福祉関係の分野

社会福祉研究会、介護福祉研究会、子どもと保育研究会

また、総社市等と協力しながら「県立大学子育てカレッジ」の一層の充実に努める。

(b) 地域の人々の健康、福祉の増進及び体力向上や親睦を目的に、次のような事業を行う。

・晴れの国「鬼ノ城カレッジ」

・グラウンド・ゴルフ大会

・スポーツ活動リーダーズ研修会

(c) 市町村と協力し、一日保健福祉推進センターを開催する。

(d) 保健福祉関連の行事に対して、教員の講師派遣を積極的に行う。

ウ メディアコミュニケーション推進センターが行っていた県・市町村などの公共団体のコンテンツ制作支援は、産学官連携推進センターが引き継いで行う。そのために、チームとして組織的なデザイン業務を推進する体制を構築し、課題解決型から企画提案型への事業展開を推進する。

エ 高校との連携では、以下の取組を行う。

(a) 県内高校との協議を定期的に行い、高校側からの要望等を聴取するとともに、本学の理念

及び教育方針の理解を求める等、情報交換の場として積極的に活用する。

(b) 岡山県教育委員会との間で締結した「連携教育の実施に係る協定」に基づき、高校生に対し、大学レベルの教育を履修する機会として連携講座の開催や、専門分野での講師派遣を行う。

(c) デザイン学部では、高大連携の推進を目的に、引き続き高等学校からのニーズ等を把握し単位授業を行うとともに、大学の公開講座において高校生向けの講座を実施する。

オ 移動型情報発信基地（「アクティブキャンパス」という。）の推進

各学部学科の教員が、産学官連携事業、社会人向けの講座、講演会及びワークショップ等を企画し、地域へ出向いて情報を発信する。

(2) 産学官連携の推進に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 「領域・研究プロジェクト」では、3領域での研究活動を学内競争研究費等により支援する。

イ アクティブラボ（出前研究室）を推進し、参加教員を拡大する。

ウ 産学官連携推進センターでは、民間出身の非常勤職員を活用し、新たな活動テーマを発掘する等、提案型共同研究活動の一層の多様化を図る。

エ OPUフォーラム2012を5月29日(火)に開催する。

平成24年度は、特別講演を行うとともに、地域企業・団体等学外からの来場者の増加を目指す。また、学外来場者が見てわかりやすい研究紹介となるように努め、今後の産学官連携に繋げる。

オ 岡山TLOについては、解散のため計画なし。

(3) 国際交流に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 国際交流協定校との間で行う学生の語学文化研修、学生及び教職員の教育交流及び共同研究等の事業を充実させる。

その主な事業は、

・全学的な取組

語学文化研修参加経費を大学が一部負担する。

・看護学科

韓国ウソン大学校及び中国延辺大学等と引き続き研究交流等を行う。

また、平成23年度の実績を活かし、可能な範囲で院生のみならず学部生にも英語による外国人講師の授業を計画する。

・栄養学科

平成23年度に実施した韓国料理講習会を発展させた「韓国食文化学」を全学教育科目として実施する。

学術交流協定校、特に韓国ウソン大学校及び中国南昌大学との教育研究交流を促進する。

・保健福祉学科

引き続き、韓国ウソン大学校等との共同研究を進める。

・情報工学部

韓国ウソン大学校等との学生及び教員の教育交流、共同研究等を促進する。

・デザイン学部

引き続き国際交流協定校との間で行う学生の語学文化研修、学生や教員の教育交流及び共

同研究等を充実させる。

イ 国際交流協定締結大学数は目標の7大学となったが、新たな交流協定候補校の情報収集を行う。

・デザイン学部

調査研究のための海外出張の際に、教員レベルで交流がある欧米の大学との学部間交流の実現に向けた交渉を必ず1件以上実施する。

また、今日ではアジア圏のデザイン産業のレベルも商品展開力を中心に上昇しており、デザイン教育研究レベルの高いアジア圏の大学との学部間交流協定校の開拓も行う。

(4) 県内の大学間の連携・協力に関する目標を達成するためとるべき措置

- ・ 大学コンソーシアム岡山の「吉備創生カレッジ」に、社会人にとって有益な講義科目を提供するとともに、単位互換制度への授業科目として、県内他大学のニーズを考慮しつつ、本学の特徴的な科目を提供する。
- ・ 大学教育充実のための戦略的大学連携支援プログラム「岡山オルガノンの構築」において実施していたe-LearningによるVOD講義及びテレビ会議システムによるライブ講義が大学コンソーシアムに引き継がれることから、引き続き本学からも配信する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 理事長（学長）、学部長等を中心とする機動的な運営体制の構築

ア 平成25年度からの第2期中期計画案を策定する。同計画においても、平成20年度に設定した経営戦略「CC戦略」を継続する。

※ CC戦略：学内を競争[competition]と協働[collaboration]の場と位置づけ、競争意識をもって各教員が教育研究活動に取り組むとともに、異なる専門分野の協働作業を促進させる戦略

イ 理事長（学長）補佐体制等の整備

(ア) 副理事長・理事の役割及び執行体制については、現行の体制（平成19年度に事務分掌を定め、外部理事を設置）を継続する。

(イ) 経営・企画部門の強化については、平成19年度に対応（体制整備）済

ウ 学部長の役割（執行体制の整備）

現行の体制（平成19年度に役割を明確にするとともに、学部長補佐制度等を整備）を継続する。

(2) 全学的な視点による戦略的な大学運営の仕組みづくりの推進

ア 予算等の配分

限られた予算について光熱水費等の管理経費の抑制を図り、外部資金獲得などの収入の確保に努める。

教育研究経費については、学内競争の促進と全学的な取組への支援を中心とした効果的な予算配分を行い、第1期中期計画の着実な達成と次期中期計画への円滑な移行を図る。

- イ 各種委員会の役割の明確化
各種委員会等の役割は既に明確になっており、現行の体制を継続する。
 - ウ これまで構築してきた業務や各種システムの運営状況(教員と事務職員の役割分担)を点検し、改善に努める。
- (3) 地域に開かれた大学づくりの推進
- ア 大学情報の積極的な提供
マスメディアやホームページ等の各種広報媒体を通じて、大学の情報を積極的に提供するとともに、よりわかりやすい情報発信に努める。
 - イ 外部有識者等が大学運営に参画する仕組みの充実
平成19年度以降、役員、審議会等外部有識者を積極的に登用しており、現行の執行体制を継続する。
- (4) 評価制度の活用等による業務運営の改善に向けた継続的取組の推進
- ア 県評価委員会による評価結果を評価委員会、部局長会議で審議し、必要に応じて役員会、経営審議会、教育研究審議会に付議し、必要な業務の見直しを行う。
 - イ 監事及び会計監査人の監査結果に指導項目があれば、役員会、経営審議会及び教育研究審議会において改善策を検討し、大学運営に適切に反映する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するためとるべき措置

- (1) 各委員会の機能は定着した。
- (2) 教育研究活動を支援する組織体制は整備された。
- (3) 全学教育研究機構において、カテゴリー幹事会の活動をさらに充実させるとともに、同機構教授会との連携強化を図る。
- (4) 地域共同研究機構の機能の充実
※ II-4-(1)-ア-(a) [NO.60-1]、II-4-(1)-ア-(b) [NO.60-2] を参照

3 人事の適正化に関する目標を達成するためとるべき措置

- (1) 法人化の特徴を生かした弾力的な制度の構築
 - ア 弾力的な勤務形態については、平成19年度に変形労働制を、また、23年度に裁量労働制を導入済。
 - イ 任期制については、平成19年度以降の新規任用者に全て適用済。
 - ウ 兼職・兼業の規制緩和については、平成19年度に実施済。
 - エ 大学事務に精通した職員の採用
II-1-(3)-ア-(ウ) [NO.34] のとおり。
 - オ 男女共同参画社会の実現に向け、教職員の研修会派遣や職場研修を実施する。

(2) 能力・業績等を反映する制度の確立

ア 教員を対象にした人事評価制度の導入

(ア) 教員の人事評価制度は整備済。

Ⅱ-1-(3)-ウ-(エ) [NO. 42] を参照

(イ) 不服申立の仕組みとして、平成 23 年度より実施した「教員の個人評価」制度において、「改善を要する者」(C 判定) に対して改善計画の提出と理事長との面談を課しており、その際、不服等の聴取を行うこととしている。

一般には、個人評価調査書に添付する「自己主張書」に不服申立を記述することができる。

イ 教員の意欲の向上を図るための能力・業績等が反映されるシステムの構築

(ア) 教員評価の結果の反映方法については、平成 23 年度より実施した「教員の個人評価」制度において決定済。

(イ) 本格運用となる「教員の個人評価」においては、給与体系・構造を変えないことが決定済。

(ウ) 教員の表彰制度については、平成 21 年度に整備済。

ウ 県から派遣された職員については、県に準じた人事評価制度を実施するとともに、プロパーの事務局職員に対しては、引き続き人事評価制度の試行を行い、実施状況を点検する。

(3) 全学的な視点に立ち公正・公平で客観的な制度の構築

ア 適切な教員配置については、継続的に実施する。

イ 教員の人事に関する方針及び基準については、平成 20 年度に整備済。

ウ 教員の公正な選考については、継続的に実施する。

4 事務等の効率化、合理化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 業務の見直し

ア 外部委託の活用

効果的・効率的な運営を行うため、外部委託可能な業務について継続的に見直しを行う。

イ 業務マニュアルの作成等

各システムは平成23年度に導入済。事務処理の見直し等は継続的に実施する。

ウ 弾力的な雇用

規程上、繁忙期等における臨時職員等の弾力的な雇用は可能であり、これまでも弾力的かつ効率的な対応をしており、現時点での計画の必要性はない。

(2) 事務組織の見直し

現状の執行体制を継続する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1 自己収入の増加に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 学生納付金

ア 入学金・授業料等の学生納付金の見直しは、社会情勢、他の国公立大学の動向を考慮すれば、現時点では行わない。

イ 授業料の口座振替制度の周知に努め、口座振替利用率の維持・向上を図る。

(2) 外部研究資金等の獲得

ア 外部研究資金の獲得に向け、「社会活動委員会」等において、教員の意識向上を図るとともに、文部科学省「科学研究費助成事業」の未獲得教員を対象に、学長による個別指導を行う。

また、「科学研究費助成事業」獲得に関する教員の意識向上を目的に、研修会を企画する。

平成 25 年度の文部科学省「科学研究費助成事業」の申請（24 年度に提出）目標は次のとおり。

- ・看護学科
新規申請率 100%を目指す。
- ・栄養学科
新規申請率 100%を目指す。
- ・保健福祉学科
新規申請率 70%を目指す。
- ・情報工学部
新規申請率 70%を目指す。
- ・デザイン学部
新規申請件数 10 件以上を目指す。

※ 新規申請率とは、翌年度以降に継続される科学研究費助成事業を取得していない教員が新規に申請した割合

イ 外部資金公募情報について、産学官連携ネットワーク（連携機関や人脈）を活用し、情報を早期に入手し、各種情報提供手段を活用して産学官連携推進センターから学内へ情報提供を行う。

ウ 引きつづき、産学官連携ネットワーク（連携機関や人脈）の活用や、アクティブラボ、OPU フォーラム、各種産学官連携の場での交流等において、きめ細かい対応に努め、新たな県大ファンを増やす。

併せて、提案型共同研究等を積極的に推進し、外部資金の獲得を目指す。

エ 外部研究資金を多く獲得した教員に対する優遇措置について、予算の許容範囲内で適宜設定することにする。

(3) その他の自己収入確保

大学の人的、物的、知的資源の有効活用による地域社会の要請に対応した専門分野の講習会、研究会等を有料で実施する。

2 資産の管理運用に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 学内施設の利用状況を点検しながら、地域への貸付も含めて施設の有効活用を図る。

- (2) 平成25年度からの次期中期計画に基づく教育研究に係る施策を円滑に遂行するため、学術研究振興事業基金を原資として新たな講義棟を整備する。
また、教育研究施設等の整備・修繕計画に基づき、引き続き必要な整備・修繕を行う。
- (3) 施設の学外への貸付については、(1)で計画。
- (4) 引き続き、資金の安全性を最優先に、余裕資金の効率的な運用を行う。

3 経費の抑制に関する目標を達成するためとるべき措置

- (1) 経費削減を目的に、契約期間の複数年度化や契約の集約化等を可能なものから行う。
- (2) 効果的・効率的な運営を行うため、業務の簡素化・合理化や外部委託について引き続き検討し、可能なものがあれば実施する。
- (3) 現行の組織体制を継続する。
- (4) エネルギー使用量について周知し、全学的な省エネルギーの徹底を進める。

IV 自己点検・評価及び改善並びに当該情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するためとるべき措置

- (1) 評価委員会では、定期的な自己点検・評価に努め、教育研究業務の改善に資する。
- (2) 認証評価機関による第三者評価については、平成21年度に実施済
- (3) 認証評価機関による評価の結果に基づく検討課題については、平成21～22年度に対応済

2 情報公開の推進に関する目標を達成するためとるべき措置

- (1) 広報専門委員会を中心に戦略的に広報活動を展開する。
- (2) 法人運営に係る各種情報の提供の点検・見直しは継続的に行う。

V その他業務運営に関する重要事項に関する目標を達成するためとるべき措置

1 施設設備の整備に関する目標を達成するためとるべき措置

- (1) 平成25年度からの次期中期計画に基づく教育研究に係る施策を円滑に遂行するため、学術研究振興事業基金を原資として新たな講義棟を整備する。その際には、ユニバーサルデザインに配慮する。
また、教育研究施設設備の整備計画及び高額機器の購入計画等に基づき、引き続き効率的な整備、購入を行う。
- (2) エネルギー関係の施設設備の更新では、これまでどおりエネルギー効果に配慮し、計画的な導入に努める。

2 安全衛生管理に関する目標を達成するためとるべき措置

- (1) 全学的な安全衛生管理体制のもとで、安全衛生教育の充実に取り組む。
- (2) 緊急性・安全性等の観点から適切に施設設備の機能保全及び維持管理を行う。
- (3) 化学物質等の毒物劇物の適切な管理及びその廃棄物の適正な処理を行う。

3 人権に関する目標を達成するためとるべき措置

教職員を対象に、人権等に関する研修会を実施する。

VI 予算、収支計画及び資金計画

別紙のとおり

VII 短期借入金の限度額

限度額 3億円

VIII 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

IX 重要な財産の譲渡等に関する計画

なし

X その他規則で定める事項

- 1 施設及び設備に関する計画
次期中期計画に基づく教育研究に係る施策を円滑に遂行するため、学術研究振興事業基金を原資として新たな講義棟を整備する。
- 2 中期目標の期間を超える債務負担
なし
- 3 地方独立行政法人法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることのできる積立金の使途
なし
- 4 その他法人の業務運営に関し必要な事項
なし

(別紙)

予算、収支計画及び資金計画

1 予算（平成24年度）

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	2,105
自己収入	1,299
授業料及び入学金検定料収入	1,101
雑収入	198
受託研究等収入及び寄附金収入	62
目的積立金取崩	204
計	3,670
支出	
教育研究経費	814
人件費	2,261
一般管理費	533
受託研究等経費及び寄附金事業費等	62
計	3,670

[積算にあたっての基本的な考え方]

- 1 予算は、「岡山県行財政構造改革大綱 2008」の方針に基づき法人の運営等に必要な額を算定している。
- 2 共通的経費については、面積割等合理的な方法により按分配分している。

[人件費の見積り]

人件費の見積りについては、岡山県の給与減額措置に準じた基準等により必要額を算定している。

[運営費交付金の算定方法]

運営費交付金＝教育研究経費＋人件費＋一般管理費－自己収入

※ 平成 24 年度は、「岡山県行財政構造改革大綱 2008」の方針に基づくとともに、教員退職手当の平準化等を考慮して算定している。

[受託研究等の見積り]

受託研究等収入及び寄附金収入については、過去の収入実績及び平成 24 年度の受託等の見込みを勘案し算定している。

2 収支計画（平成24年度）

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	3,636
経常費用	3,636
業務費	3,115
教育研究経費	805
受託研究等経費	49
寄附金経費	—
役員人件費	42
教員人件費	1,820
職員人件費	399
一般管理費	363
財務費用	—
雑損	—
減価償却費	158
臨時損失	—

収入の部	3, 4 3 2
經常収益	3, 4 3 2
運営費交付金	2, 0 6 3
授業料収益	9 3 6
入学金収益	1 1 1
検定料収益	5 4
受託研究等収益	4 9
寄附金収益	1 3
財務収益	4
雑益	4 4
資産見返負債戻入	1 5 8
資産見返運営費交付金等戻入	8 7
資産見返補助金戻入	1
資産見返寄附金戻入	5
資産見返物品受贈額戻入	6 5
臨時利益	—
純利益	△ 2 0 4
目的積立金取崩益	2 0 4
総利益	—

3 資金計画（平成24年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	4, 0 8 4
業務活動による支出	3, 4 6 0
投資活動による支出	1 9 2
財務活動による支出	1 8
翌年度への繰越金	4 1 4
資金収入	4, 0 8 4
業務活動による収入	3, 3 1 2
運営費交付金による収入	2, 1 0 5
授業料及び入学金検定料による収入	1, 1 0 1
受託研究等収入	4 9
寄附金収入	1 3
その他の収入	4 4
投資活動による収入	1 5 4
財務活動による収入	—
前年度よりの繰越金	6 1 8

注) 前年度よりの繰越金は、岡山県立大学学術研究振興事業基金214百万円及び目的積立金等である。